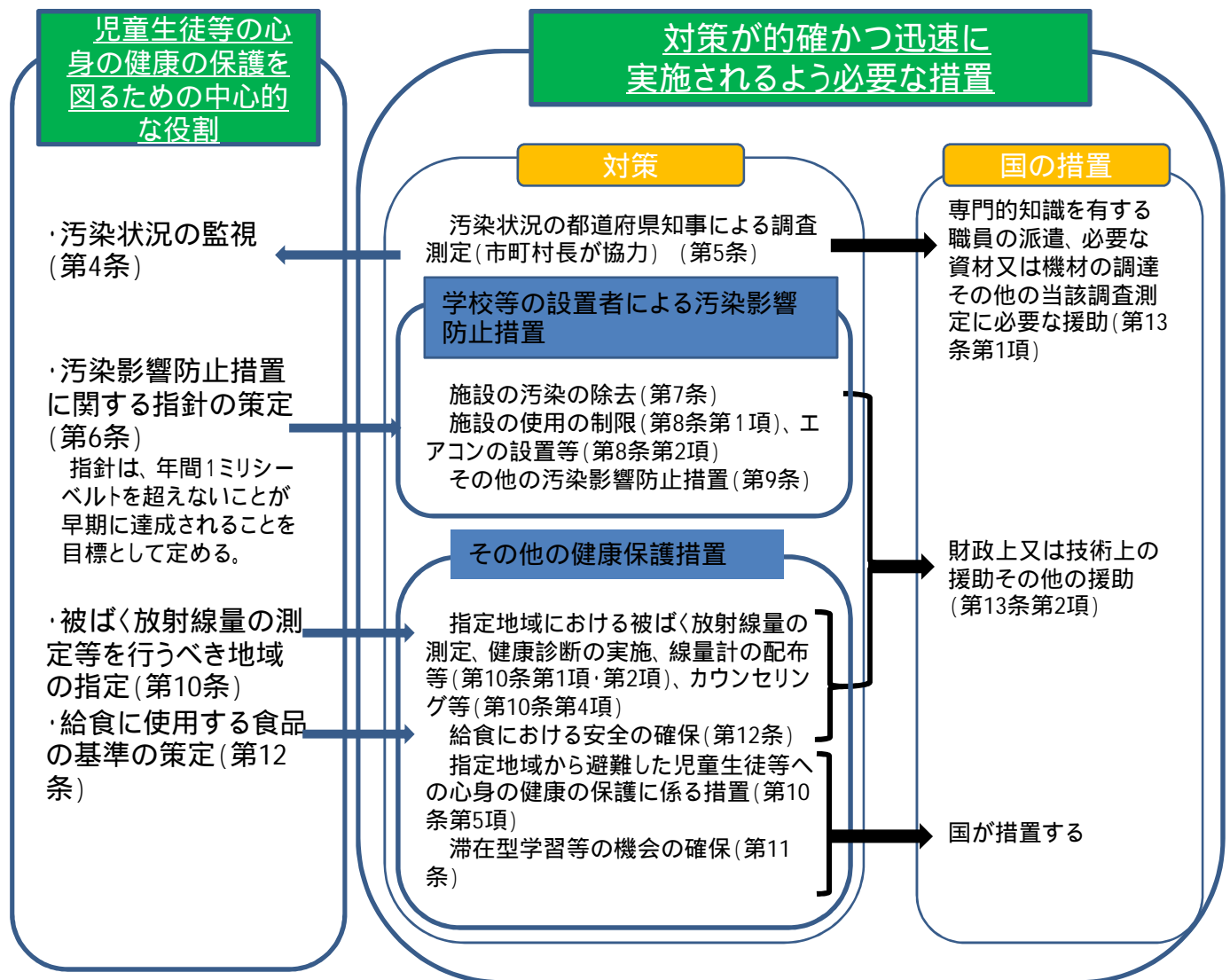


学校等における児童生徒等の原子力発電所の事故に係る放射線による被ばくの防止等に関する法律案について

児童生徒等は放射線に被ばくすることにより健康に対する影響を受けやすいことに鑑み(第1条)、以下を規定

国の責務(第3条)

国は、放射線に被ばくすることによる児童生徒等の健康に対する影響を防止するためにはその被ばくする放射線の線量を可能な限り低減させること(〔ALARAの原則:As Low As Reasonably achievable〕)が重要であることに鑑み、学校等において児童生徒等が原子力発電所の事故に係る放射線に被ばくすることを最大限防止すること等により、児童生徒等の心身の健康の保護を図るための中心的な役割を果たすとともに、その対策が的確かつ迅速に実施されるよう必要な措置を講ずる責務を有する。



施行前の措置に係る財政援助

国は、この法律の施行前に行われた本法に基づく措置に相当する措置についても、必要な財政上の援助を行うものとする(附則第2項)。